

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成30年10月30日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が、平成30年7月25日付けで行った法に基づく保護廃止定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成18年1月7日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、平成30年7月25日、請求人が家賃の滞納により同月18日に建物の明渡しを執行され、現住居を喪失したことを理由として、同月19日付けで請求人に対する保護を廃止する決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 請求人は、平成30年10月30日、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

- 1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

処分庁が、本件決定をしたことは、生活保護の目的である健康で文化的な最低限度の生活ができなくなり、不当である。

(2) 審理員が令和元年5月13日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

請求人が主張していないにも関わらず主張したとウソの記載があったり、生活保護が廃止になる可能性があるということは担当ケースワーカーからは一言も聞いていない。ケース記録表記載内容がどうであろうとウソの内容を記載したケースワーカーの責任であるから、請求人はいちいち細かい事を指摘しても関係ないが、あること無いことごちゃ混ぜに記載されたら書かれた請求人ははっきり言って迷惑である。ケースワーカーの仕事はそういったいい加減な仕事をして通用してしまうのだろうか？本件決定の件はケースワーカーのそういうウソとか、ごまかし、デタラメの内容でケース記録表が記載されたことが関係があるならとても残念である。担当ケースワーカーはよく交代しているが担当によってなぜこうも違うのか、ずっと前の担当ケースワーカーの時は「何か困り事があれば言って下さい」と言ってきていたのにケースワーカーによって請求人は裏切られた気分である。困った事は以前からこの居宅に問題があることは担当ケースワーカーに言い続けてきた。集合住宅のポストも家主が勝手に中を開けてチラシ類の撤去をやっている事自体はおかしいし、郵便物で差出人は郵便物を送ったと言っているが請求人の手元には届いていない郵便物もあつたりで、困った居宅であったためケースワーカーには言っていたはずなのに記録がないのだろうか？

本件決定は日本国憲法第25条による生活保護の趣旨である「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」国は、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。という目的があるにも関わらず保護廃止によって最低限度の生活さえも保障されなくなったため本件決定は不当である。

(3) 請求人から提出のあつた証拠書類には次の記載がある。

ア 平成30年7月25日付けの本件決定通知書には、「請求人は平成30年7月18日に強制執行により現住居を喪失したため、翌日の19日付けで保護を廃止します。廃止に伴う返還額33,616円については、生活費として費消したものと認められるため、法第80条により返還を免除します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成31年3月14日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定に至る事実経過

- 平成18年1月7日 保護開始
- 平成30年1月10日 請求人が居住する住宅の家主から請求人が今月分の家賃を支払っていないと連絡があった。
請求人宅を家庭訪問（請求人は不在）。
そのため、請求人が居住する集合住宅1階のポストに、家主からの連絡内容を伝える文書を投函する。
- 平成30年2月13日 家主から請求人は2月分の家賃を支払っていないので、処分庁からも家賃を支払うよう指導してほしいと依頼があった。
請求人が居住する集合住宅1階のポストに、家主からの連絡内容を伝える文書を投函する。
- 平成30年3月6日 家主から請求人は2月分及び3月分の家賃を支払っていないので、現状のままであれば、当月末には住宅の明渡し請求の裁判を行う用意があると連絡があった。
そのため、処分庁からも家賃を支払うよう指導してほしいと依頼があった。
- 平成30年3月8日 請求人宅を家庭訪問。
2月分及び3月分家賃を今月中に支払うよう指導する。請求人は住宅扶助費を支給されていないと主張するため、生活保護基準額表を提示し、住宅扶助費が支給されていることを説明する。
家賃の支払いがない場合、家主が現住居について明渡し請求の裁判をする可能性が有ることを説明した。
- 平成30年4月26日 家主が処分庁に来庁。請求人の家賃滞納は継続していると報告があった。処分庁から請求人に対して家賃の支払いを強く指導してほしい旨の依頼があった。
請求人宅を家庭訪問（請求人は不在。）。
- 平成30年5月16日 請求人宅を家庭訪問（請求人は不在。）。
- 平成30年5月25日 請求人宅を家庭訪問（請求人は不在。）。
- 平成30年6月21日 家主から裁判所の執行官が請求人宅を訪問し、建物明渡し執行日が7月18日に決定したことを通知したと

連絡があった。

平成30年7月5日

家庭訪問（請求人は不在。）。
建物明渡しの連絡を受けた旨記載した文書を封筒に入れて請求人が居住する集合住宅1階のポストに投函する。

平成30年7月6日

家庭訪問（請求人は不在。）。
不在箋を封筒に入れて、請求人が居住する集合住宅1階のポストに投函する。

平成30年7月18日

大阪地方裁判所の執行官により建物の明渡しが執行される。

請求人が処分庁に来庁。

自宅喪失により生活保護が廃止となる可能性があることを説明した。

今後の生活について、自宅がなくなったため生活保護施設等への入所を助言したが、請求人は入所を拒否し、処分庁から退出した。

平成30年7月25日

請求人の所在は不明で、連絡が就かないため生活保護を平成30年7月19日付けで廃止する。（本件決定）

イ 本件決定の正当性

法第19条第1項は、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」とされており、同項第1号では、「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」が、同項第2号では、「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」がそれぞれ規定されている。

本件において請求人は、住居の家賃を滞納し、家主からの家賃納付の督促があったにも関わらず家賃を納付せず、また、処分庁による家賃の納付指導にも従わなかったことにより、家主の申し立てにより大阪地方裁判所が請求人に対して建物明渡しの執行を決定し、平成30年7月18日に当該執行が実施された。

処分庁としては、請求人が居宅を喪失したため、生活保護施設等への入所を助言したが、請求人は生活保護施設等への入所を拒否し、処分庁から退出した。

その後、請求人の所在は分からず、連絡もつかないため、処分庁は、請求人が、法第19条第1項第1号及び第2号のいずれにも該当しないこととなったと判断し、平成30年

7月25日に、同月19日付けで生活保護を廃止するに至ったものであることから、本件決定に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、請求人に対する本件決定は、法に基づいて適正に行ったものであるため、本件審査請求については理由なしとして棄却されるべきものである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成30年1月10日付けのケース記録票には、「家主よりTEL。請求人がまだ今月分の家賃を支払っていないとのこと。暴言などもあり、立ち退きを検討しているとのこと。処分庁、了解。請求人はすでに1月分の保護費を受け取っていること、処分庁からも請求人へ家賃を支払うよう指導することを伝える。同日、請求人宅臨時訪問。請求人不在。ポストへ別添の手紙を投函する。」との記載がある。また、別添の送付状には、「家主より、請求人がまだ家賃を支払われていないと連絡がありました。立ち退きを命じられることも考えられる状況ですので、早急に家賃をお支払いください。」との記載がある。

イ 平成30年2月13日付けのケース記録票には、「家主よりTEL。請求人がまだ2月分の家賃を支払っていないとのこと。処分庁より指導してほしいとのこと。処分庁了解。請求人に連絡を試みる。」との記載がある。

ウ 平成30年3月8日付けのケース記録票には、「3/6請求人居住家主より請求人が2月分、3月分家賃を支払っていないとの通報あり。このままなら、当月末には明け渡し請求の裁判を起こすとのこと。ケースワーカーから家賃を支払うよう指導してほしいとのこと。処分庁、了解。(中略)○他指導事項 前述の通り、2月分および3月分家賃につき今日中に支払うよう指導。請求人、自分は住宅扶助費をもらっていないと主張。処分庁、生活保護基準額表を提示、3月分保護費に住宅扶助費が含まれていることを説明。請求人、生活が苦しいこと、生活保護費が減額されている等、脈絡のない主張を繰り返す。処分庁、請求人が現にマンションに居住している以上、家賃は支払わねばならない旨を説明。支払わない場合、現住居につき明け渡し請求がされるおそれがあることを説明。再び2月分および3月分家賃につき今日中に支払うよう指導。請求人、了解。」との記載がある。

エ 平成30年4月26日付けのケース記録票には、「家主来所。請求人の家賃滞納が継続している。請求人は生活保護を受給しているから処分庁として積極的に家賃の支払いを指導すべきと申し入れがあった。」との記載がある。

オ 平成30年6月21日付けのケース記録票には、「〈請求人の強制執行について〉請求人居住マンションの家主よりTEL。本日、執行官が請求人宅を訪問し、強制執行の執行日が7/18に決定したことを通知したとのこと。処分庁、了解。なお、請求人はいまだに家賃を払っておらず、また処分庁が保護費支給時に家賃を支払うよう指導すると「俺に文句があるなら裁判所に行け」「今から裁判所に行って訴えてくる」などと言って激昂して逃走している。」との記載がある。

カ 平成30年7月5日付けのケース記録票には、「家主から家庭裁判所の執行官が今月18日に請求人宅を訪れ立ち退きの強制執行を行う旨の連絡があった。そのため、今後の生活について話し合うため請求人宅を訪問した。しかし、マンション玄関口のインターフォンを押すが、反応がなかったため、別紙送付状を郵便受けに投函した。」との記載がある。また、別添の送付状には、「今月18日を期限に立ち退き予定と聞きました。身体状況にお変わりはありませんか？今後の生活について、相談事がある場合は処分庁に来所してください。」との記載がある。

キ 平成30年7月18日付けのケース記録票には、「〈建物明渡執行について〉 家主の要望により、請求人にかかる建物明渡執行に立ち会う。請求人の自宅には執行官及び運送会社が訪れ、請求人に住居の明渡しを求め、請求人は身の回り品を持ち、住居から立ち退いた。請求人来所。請求人から今後の生活について相談があった。処分庁から請求人に今後の居住先を聞くと、特に今後の居住先は決まっていないと回答があった。今回の立ち退きは家賃滞納が原因のため、処分庁から敷金等の扶助はできないことを説明し、住居は自ら確保してほしいと伝えた。住居が所管区域外の場合、住居が所在する役所で生活保護の相談をすることになる。現状のままであれば、生活保護が廃止となると説明した。請求人から今日から寝るところがない、どうすればいいと申し出があったので、生活保護施設等への入所を助言したところ、請求人は入所を拒否し、面談室から退出した。」との記載がある。

ク 平成30年7月25日付けのケース記録票には、「〈生活保護の廃止〉 請求人は平成30年7月18日に面談中の処分庁から退出し、その後、処分庁に来所せず、連絡もつかないため法第30条により平成30年7月19日付けで生活保護を廃止する。」との記載がある。

ケ 平成30年8月1日付けのケース記録票には、「請求人来所。処分庁から請求人に本件決定通知書を手渡し、平成30年7月19日付けで保護が廃止になったことを説明した。そのため、本日支給する保護費はないことも補足した。また、居宅ない場合も生活保護を受けることは可能であることを説明し、生活保護施設への入所を助言したが、請求人は施設入所を拒否した。」との記載がある。

コ 平成30年10月19日付けの受付面接記録票には、「困窮に至るまでの経緯 平成18年1月から処分庁の所管区域内で生活保護を受給していたが、平成30年7月18日付けで家賃滞納による明け渡しの強制執行が行われたため翌日7月19日付けで保護は廃止となった。その際、救護施設などの説明をしたが、本人は拒否。自分で住居を確保すると話していた。8月1日にも来所したが、前回同様に施設拒否、入院拒否、自力で居宅確保する、と帰った。(中略)現在は請求人名義の自宅で寝起きしているが、もともと老朽化で雨漏りなどがひどかったがさらにひどい状態であるとのこと。8月相談以降は、細々と生活していたと話す。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第19条第1項は、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」と定め、同項第1号において「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」とし、同項第2号において「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」と定めている。
- (2) 法第25条第2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）」と定めている。
- (3) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）」と定めている。
- (4) 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。
- (5) 法第28条第1項は、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施（中略）のため必要があるとき認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ（中略）ることができる。」と定めている。また、同条第5項は、「保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し（中略）（た）ときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。」と定めている。
- (6) 法第30条第1項は、「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。」と定めている。
また、同条第2項は、「前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。」と定めている。
- (7) 法第56条は、「被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に

変更されることがない。」と定めている。

- (8) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」と定めている。
- (9) 法第62条第1項は、「被保護者は、保護の実施機関が、(中略)第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定めている。また、同条第3項は、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と、同条第4項は、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」と定めている。
- (10) 生活保護問答集について(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)の第2の(1)は、「居住地保護の実施責任は、要保護者の居住地によって定められるが、生活保護という居住地とは、生活保護が最低生活の保障を目的としていること及び保護の実施上世帯単位の原則によっていることから、その者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいい、空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいう。」と記している。
- (11) 問答集の問11の12の2は、「(問)福祉事務所に被保護者に対して資産及び収入の状況等について報告を求めたにもかかわらず、これに従わない、又は虚偽の報告をした際の保護の変更、停止又は廃止を行う場合の手続は、法第62条第4項による必要はないか。」「(答)(前略)被保護者から正当な理由なく正確な報告がなされず、また法第29条による調査によっても状況の把握が困難な場合には、まずは、法第27条により被保護者に対し指導指示を行い、これに従わない場合に、法第62条により弁明の機会を付与したうえ保護の変更、停止又は廃止を行うことが適当である。ただし、緊急に対応することが必要な場合など個別の事案において、法第28条第5項の規定により保護の変更、停止又は廃止を行うことを否定するものではない。」と記している。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第3部会答申書(以下「答申書」という。)の要旨について

(1) 審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 請求人の保護について

請求人は、住宅扶助費が支給され、処分庁から納付指導を受けているにもかかわらず家賃を滞納し、平成30年7月18日、建物明渡しの執行により現住居を喪失したものと認められる。

処分庁は、請求人から同日以降の居住先は決まっていなとの回答があったことから、前記1(6)に基づき救護施設等への入所を助言したが、請求人はこれに応じず、同日以降、請求人は所在不明で連絡がつかない状態となったものであると主張している。

請求人は、生活保護が廃止になる可能性があるとは一切聞いておらず、本件決定によって最低限度の生活が保障されなくなったことは不当である旨主張しているが、前記1(1)の規定のとおり、処分庁が実施責任を負い、請求人の保護を継続するためには、請求人が処分庁の所管区域内に「居住地を有するもの」あるいは「現在地を有するもの」であることが必要である。

(イ) 処分庁の判断について

請求人は、建物明渡しの執行により現住居を喪失しており、新たな住居が確保された形跡は認められないことから、平成30年7月19日以降、請求人が処分庁の所管区域内に「居住地を有するもの」に該当しないと判断には一定の合理性が認められる。

また、建物明渡しの執行から本件決定に係る通知書を手交するまでの間に、請求人が処分庁の所管区域内に「現在地を有するもの」であると推測され得る請求人からの主張等は見当たらず、請求人への連絡手段のない処分庁が、所在不明の請求人は処分庁の所管区域内に「現在地を有するもの」であるとも認められないと判断したのはやむを得ないものと言わざるを得ない。

(ウ) まとめ

以上のとおり、処分庁が請求人に対する保護の実施責任を負う根拠がなくなると判断して行った本件決定が違法又は不当であるとまではいえない。

なお、請求人は、ケースワーカーの対応等に繰々不満を述べているが、行政不服審査法に基づく審査請求は、処分等の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分を対象とするものであることから、当審査の判断外事項である。

(2) 答申書の要旨

ア 結論

本件審査請求は認容すべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 本件決定の根拠条項について

- a 本件決定に係る平成30年7月25日付けの本件決定通知書には、本件決定の根拠条項の記載がない。一方で、平成30年7月25日のケース記録票には、法第30条により保護を廃止した旨の記載があり、平成31年3月11日付けの弁明書には、「請求人が、法第19条第1項第1号及び第2号のいずれにも該当しないこととなったと判断し、平成30年7月25日に、同月19日付けで生活保護を廃止するに至ったものである」と記載されている。
- b 被保護者の居住実態不明を理由とする生活保護廃止について争われた京都地裁平成5年10月25日判決（以下「京都地裁判決」という。）は、①「生保法〔生活保護法〕は、憲法25条の規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものであり（同法1条）、生活保護が最低限度の生活保障のための最後の手段という性格を有する以上、一旦開始された保護を廃止する決定は、慎重になされるべきこととは言うまでもない。」②「そして、保護廃止決定をなしうる場合として、生保法が明示するのは、同法26条1項（現26条）の場合、同法28条4項（現28条5項）の場合及び62条3項の場合の3つである。すなわち、同法26条1項は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、保護の廃止を決定しなければならない旨を規定するものであり、要保護性の消滅を廃止事由とするものである。これに対し、28条4項は被保護者が実施機関による立入調査等を拒否した場合について、62条3項は被保護者が保護実施機関の同法27条による指導又は指示に従うべき義務等に違反した場合について、いずれも要保護性の有無とは直接には関連なしに保護廃止決定をなしうるものとするものであって、不誠実な被保護者に対する制裁的な廃止決定が許容される場合であるといえることができる。」と判示している。
- c 京都地裁判決の①のとおり、一旦開始された保護を廃止する決定は慎重になされるべきものであり、処分庁は、本件決定に際して根拠条項を明確にしておく必要があったが、審査庁から提出された本件決定時のケース記録票等で確認できる根拠条項は法第30条だけである。そして、法第30条は、生活扶助の方法を規定するものであり、保護の廃止の根拠条項とはならないのである。
- d また、処分庁は、弁明書において、法第19条第1項が本件決定の根拠条項であると述べる。しかしながら、同条は、法第1条において国が必要な保護を行うことを規定した上で、保護の具体的な決定、実施の権限を都道府県、市長及び福祉事務所を管理する町村長とすること、並びに要保護者の居住地又は現在地により保護の実施機関が原則的に定められることを規定したものであって、保護の実施機関の所管区域内に居住地又は現在地を有しない者の保護を廃止する根拠であるとは直ちに解されないのである。被保護者がその管理に属する保護の実施機関の所管区域を離れ、別の保護の実施機関の所管区域に居住地を

定めた場合には、法第19条第1項により保護を廃止し、新たに保護を開始するとも考えられるが、被保護者の居住地又は現在地が不明な場合には、新たに他の保護の実施機関が保護を開始するまでは、保護を廃止することは妥当ではない。

e もっとも、保護の実施機関にとって、被保護者の居住地又は現在地が不明であるということは、その生活の実態がわからず、生活実態に即して変化するはずの被保護者の要保護性の有無や程度もわからないことであるから、要保護性の有無や程度の変化に応じて適切に行うべき保護の廃止、変更の決定という職権行使が行えない結果となる。そして、居住地又は現在地が不明であることが、被保護者側の不誠実な対応に起因するものであれば、保護の実施機関に何らかの対応権限が与えられてしかるべきである。京都地裁判決の②は、保護廃止決定をなしうる場合として法が明示するのは、法第26条、法第28条第5項及び法第62条第3項の3つであると判示している。

f まず、法第26条については、被保護者の居住地又は現在地が不明であることは、その要保護性が消滅していることを推定させる根拠となる場合はありうるが、居住地又は現在地が不明であること自体は、直ちに要保護性の消滅の推定根拠になるものではなく、居住地又は現在地が不明であることをもって、同条の「被保護者が保護を必要としなくなったとき」に該当するものとして保護を廃止することはできない。

g そうすると、法は、居住地又は現在地が不明である被保護者の保護を廃止するための手続として、法第27条第1項に基づき書面で具体的な指導及び指示を行い、これに従わない場合には、法第62条第4項に基づき被保護者に弁明の機会を与えた上で同条第3項に基づき保護を廃止することを予定していると考えられる。また、法第28条第1項に基づき要保護者に対して報告を求め、これに従わない場合には同条第5項により保護を廃止することを予定していると考えられる。ただ、これは、前記1(11)の問答集によれば、法第62条第4項で保障された事前手続を履践しないものであるから、個別の事案において緊急に対応することが必要である等の例外的な場合に限られる。本件では、請求人が保護費受給のために処分庁を訪問することが予測され、実際に平成30年8月1日に訪問したことも勘案すれば、緊急に対応することが必要な事情は認められないことから、法第28条第5項ではなく法第62条第3項に基づくべきである。

h 以上のとおり、法第30条又は法第19条第1項に基づき行われた本件決定は、根拠条項を誤ったものと言わざるを得ない。

(イ) 請求人の居住地又は現在地の調査について

a 処分庁は、本件決定に至るまでの間、請求人に対して、滞納している家賃を支払うよう繰り返し指導し、また、請求人の住居の明渡しが執行された平成30年7月18日に、今後の居住地を確認するとともに、生活保護施設等への入所を助言するなど、保護を継続するために請求人の居住地又は現在地が不明にならないよう配慮していることが認められる。

しかし、請求人が居住地又は現在地を明らかにしなかったため、同月19日付けで保護を廃止する本件決定を行ったものである。

b 法第61条は、被保護者に対して居住地の異動等があったときの届出義務を課しているが、一方で、法第25条第2項は、保護の実施機関にも職権調査義務を課している。法第56条により、正当な理由がなければ既に決定された保護は不利益に変更されないのであって、保護の廃止が重大な不利益処分であることを考慮すれば、保護の廃止に正当な理由があることの立証責任は処分庁にある。

c 処分庁は、請求人の住居の明渡しが執行された平成30年7月18日の7日後である同月25日には保護廃止を決定しており、請求人との意思疎通が十分でなかったことを勘案しても、調査期間として十分であったのか疑問が残るところである。事件記録からは、処分庁が、この期間中に具体的にどのような調査を行ったのか明らかではない。また、前記審理関係人の主張の要旨2(2)オ及びケの事実から、処分庁は、請求人に対して保護費を窓口払いとしていたものとみられ、同年8月1日に請求人が保護費受給のために処分庁を訪問することも想定されたから、このときに寝起きしている場所について聴き取りをすることも可能であったと思われるが、保護施設への入所を助言するのみに終わっている。さらに、請求人が保護の相談のために処分庁を訪れた同年10月19日付けの受付面接記録票には、請求人が「現在は、主名義の自宅で寝起きしている」と話したと記されているが、処分庁は本件決定にあたって当該住居を把握していたのであるから、通常の調査をすれば請求人の居住地又は現在地を確認できたと考えられる。

d 処分庁は、請求人が依然として要保護状態にあったにもかかわらず、調査を尽くせば把握できたかもしれない請求人の居住地又は現在地を把握しないまま保護廃止を急いだものと言うべきである。仮に、居住地又は現在地が不明であるという事由が一般的に保護廃止の事由となりうるとしても、本件決定時点において、保護廃止事由となるような居住地又は現在地が不明という事実があったとは言い難い。

(ウ) 保護廃止の手続について

請求人は、生活保護が廃止になる可能性があるということは聞いていないと主張する。一方で、処分庁のケース記録票には、平成30年7月18日に請求人に説明したとの記載があり、両者の見解が異なっているが、いずれにせよ本件決定に至るまでの手続が適正であったかどうかは課題となる。

前記(ア)のとおり、保護廃止決定をなしうる場合として法が明示するのは、法第26条、法第28条第5項及び法第62条第3項の3つであり、本件においては、仮に保護廃止処分をなすとしても、法第62条第3項に基づき保護の廃止を検討すべきであった。そして法第62条第3項に基づき保護廃止処分を行う場合には、同条第4項に基づき「被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない」。しかしながら、処分庁は、法第30条又は法第19条第1項を根拠条項としたため、請求人に対して居住地又は現在地を明らかにするよう書面で具体的な指導及び指示を行うことなく、また、請求人に弁明の機会を

付与することなく保護を廃止することとなったのであり、このような取扱いは不利益処分を行う際の適正手続の保障の観点からも大いに問題があると言わざるを得ない。

(エ) まとめ

以上のことから、本件決定は、根拠条項を誤って行われたこと、必要な調査を尽くしておらず請求人の居住地又は現在地が不明であることが立証されていないこと、手続保障がされていないことから、違法であり、取り消されるべきである。

したがって、本件審査請求は認容されるべきである。

3. 本件決定について

(1) 請求人の保護について

請求人は、住宅扶助費が支給され、処分庁から給付指導を受けているにもかかわらず家賃を滞納し、平成30年7月18日、建物明渡しの執行により現住居を喪失したものと認められる。

処分庁は、請求人から同月以降の居住地は決まっていないとの回答があったことから、前記1(6)に基づき救護施設等への入所を助言したが、請求人はこれに応じず、同日以降、請求人は所在不明で連絡がつかない状態となったものであると主張している。

(2) 請求人の居住地又は現在地の調査について

処分庁は、請求人の住居の明渡しが行われた平成30年7月18日の7日後である同月25日には保護廃止を決定しており、請求人との意思疎通が十分でなかったことを勘案しても、調査期間として十分であったのか疑問が残るところである。事件記録からは、処分庁が、この期間中に具体的にどのような調査を行ったのか明らかではない。また、前記審理関係人の主張の要旨2(2)オ及びケの事実から、処分庁は、請求人に対して保護費を窓口払いとしていたものとみられ、同年8月1日に請求人が保護費受給のために処分庁を訪問することも想定されたから、このときに寝起きしている場所について聴き取りをすることも可能であったと思われるが、保護施設への入所を助言したことのみ記載されており、請求人の生活状況等の調査を行った形跡が見当たらない。さらに、請求人が保護の相談のために処分庁を訪れた同年10月19日付けの受付面接記録票には、請求人が「現在は、請求人名義の自宅で寝起きしている」と話したと記されているが、処分庁は本件決定にあたって当該住居を把握していたのであるから、通常の調査をすれば請求人の居住地又は現在地を確認できたと考えられる。

処分庁は、請求人が依然として要保護状態にあったにもかかわらず、調査を尽くせば把握できたかもしれない請求人の居住地又は現在地を把握しないまま保護廃止を急いだものと言うべきである。本件決定時点において、保護廃止事由となるような居住地又は現在地が不明という事実があったとは言い難い。

3 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件決定に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年12月17日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

